

市長等及び市議会議員の資産等補充報告書等の閲覧を開始します

本市及び本市議会では、市長及び副市長並びに川崎市議会議員の資産等補充報告書等の閲覧を開始します。

1 閲覧開始時期 令和 7 年 6 月 3 0 日（月）

2 対象書類

（１）資産等補充報告書

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までに増加した資産を記載しています。

（２）所得等報告書

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの所得を記載しています。

（３）関連会社等報告書

令和 7 年 4 月 1 日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合に記載しています。

3 閲覧時間

開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

4 閲覧場所

（１）市長及び副市長

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課情報公開担当（本庁舎 3 階）

（２）市議会議員

川崎市議会議会局（本庁舎 2 2 階）

5 根拠条例等

（１）市長及び副市長

政治倫理の確立のための川崎市市長等の資産等の公開に関する条例 第 2 条～第 8 条

政治倫理の確立のための川崎市市長等の資産等の公開に関する条例施行規則 第 1 1 条

（２）市議会議員

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例 第 2 条～第 5 条

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程 第 1 1 条

問合せ先

・市長及び副市長について

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当 山口

電話 044-200-3656

・市議会議員について

川崎市議会議会局総務部広報・報道担当 玉井

電話 044-200-3364